

融資商品説明書

令和5年12月1日現在

商品名	しんきんフリーローン(4-4)
ご利用いただける方	・ 次の条件をすべて満たす個人の方。 (1) 満20歳以上、最終返済時年齢が75歳以下で、安定継続した収入がある方。 ・ 年金収入の方も対象となります。 ・ 派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。 (年収150万円以上または、年収90万円以上で家族と同居されている方。) - 産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入が見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。 (2) 当金庫の会員資格を有する方。 ① 当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ② 当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (3) 日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方。 (4) (一社) しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。
お使いみち	・ ご自由（事業性資金・おまとめ資金に対しても対象となります）。 ※投機的な性格の資金は対象外。
ご融資金額	・ 1万円以上500万円以内(1万円単位)。 ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン（フリーローンを含む）の現在残高（当座貸越の場合は貸越極度額）の合計額が3,000万円以内とします。
ご返済期間	・ 3ヵ月以上10年以内。 最長6ヵ月間の元金返済据置(利払いのみ)ができます。
ご融資利率	・ 固定金利。当金庫所定の金利を適用させていただきます。
ご返済方法	・ 毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。 ご融資金額の50%以内で6ヵ月ごとの増額返済(1万円単位)の併用もできます。
担 保	・ 不要です。
連帯保証人	・ 不要です。
保 証 料	・ 保証料率は基金の審査により5種類から決定し、ご融資利率に含めます。
手 数 料 等	・ 不要です。
会 員	・ 当金庫のご融資総額が700万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話：083-922-2700）までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
そ の 他	・ 審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・ ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫